



八 監 第 4 8 0 号

令 和 4 年 2 月 1 4 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和元年度財政援助団体監査（公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和元年11月19日付け八監第318号により提出した令和元年度財政援助団体監査（公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和元年度財政援助団体監査結果（令和元年 11 月 19 日付け八監第 318 号）

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
長寿支援課	公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金	<p>《長寿支援課》</p> <p>(1) 補助金の交付手続について</p> <p>【所見】</p> <p>イ 補助限度額について</p> <p>補助金の限度額の総額 2,300 万円は、国からシルバー人材センターへ交付される国庫補助金の限度額の総額を参考に決定した金額となっている。</p> <p>しかしながら、種目（人件費、管理費、事業費）ごとの補助限度額において、事業費の補助限度額は国の補助限度額よりも 1,000 万円低く設定されていた一方で、人件費の補助限度額は国の補助限度額よりも約 1,000 万円高く設定されていた。</p> <p>このことから、事業費補助を原則とした上で、国の種目ごとの補助限度額に近づけた市の補助限度額の設定について検討されたい。</p> <p>ウ 補助事業経費の配分変更について</p> <p>交付要綱第 6 条では、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「交付規則」という。）第 5 条でも、補助事業等に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けべきことと規定されている。</p> <p>しかしながら、交付申請書及び実績報告書に添付されていた書類において、補助事業に要する経費の配分が変更されていたにもかかわらず、市長の承認を受けていなかった。</p> <p>このことから、交付要綱及び交付規則に従った適切な手続を行われたい。また、補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては、交付規則第 5 条に規定されている市長の定める軽微な変更については市長の承認を必要としないため、市長が認める軽微な変更の基準を定めるなど、効率的な補助金事務の手続について検討されたい。</p> <p>エ 補助金の端数処理について</p> <p>補助金の額の確定に係る起案文書において、補助対象経費に補助率を乗じた金額の 1,000 円未満を切り捨てた上で補助金の額が算定されていたが、交付要綱に補助金の千円未満を切り捨てる根拠がないことから、今後は適正に補助金を算定されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>イ 公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 28 日告示第 40 号。以下、「交付要綱」という。）を令和 3 年 3 月 25 日に改正し、事業費補助を原則とした、国の種目ごとの補助限度額に近づけた</p>

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
		<p>市の補助限度額を設定し、令和3年度交付分から適用しております。</p> <p>ウ 交付要綱を令和3年3月25日に改正し、交付規則第5条に規定されている市長の定める軽微な変更については、市長の承認を受けずに経費の配分の変更をできるようにし、令和3年度交付分から適用しております。</p> <p>エ 交付要綱を令和3年3月25日に改正し、高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（平成13年厚生労働省発職高第170号）と同様に、1,000円未満を切り捨てて補助金額を算定するように定め、令和3年度交付分から適用しております。</p> <p>《シルバー人材センター》</p> <p>(1) 補助金の申請手続について</p> <p>【所見】</p> <p>イ 補助事業経費の配分変更について</p> <p>交付要綱第6条では、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、交付規則第5条でも、補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきことと規定されている。</p> <p>しかしながら、交付申請書及び実績報告書に添付されていた書類において、補助事業に要する経費の配分が変更されていたにもかかわらず、市長の承認を受けていなかった。</p> <p>このことから、交付要綱及び交付規則に従った適切な手続を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>監査の意見を踏まえ、以下のとおり取り組んでいるとのことです。</p> <p>令和3年度八千代市シルバー人材センター運営費補助金の交付におきましては、令和3年3月25日に改正された交付要綱の改正趣旨を踏まえた上で、交付要綱及び交付規則に従った適切な手続を行っております。今後も適切な補助金の申請手続をしてまいります。</p> <p>(2) 会計処理及び事務執行について</p> <p>【所見】</p> <p>会計処理及び事務執行について、次のような改善すべき点が散見されたため、シルバー人材センターの規程等に従い適切な会計処理及び事務執行に努められたい。</p> <p>ア 会計帳簿の作成について</p>

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
		<p data-bbox="635 232 1396 353">財務規程第8条で会計帳簿の補助簿として規定されている固定資産台帳及び補助金の管理に必要な帳簿が作成されていなかった。</p> <p data-bbox="603 405 746 439">【措置内容】</p> <p data-bbox="619 450 1396 528">監査の意見を踏まえ、以下のとおり取り組んでいるとのことです。</p> <p data-bbox="619 577 1396 696">固定資産台帳及び補助金の管理に必要な帳簿を作成し、適宜、顧問契約を結んでいる会計事務所の確認を受けております。今後も適正な会計処理及び事務執行をまいります。</p>